



報道関係者各位

エコマーク「機密文書処理サービス」 認定基準の制定について

(公財)日本環境協会(住所:東京都中央区、理事長:森嶋 昭夫)が運営するエコマークは、1月1日付で「機密文書処理サービス」認定基準を制定しましたので、お知らせします。また同日より、本基準での認定審査申込の受付を開始しました。

◇No.506「機密文書処理サービス Version1」(新規)について

オフィスからは多くの古紙原料が発生しますが、これらに機密情報が含まれる場合、適切に抹消される必要があります。オフィスから発生する古紙の多くは情報用紙であり品質の良い紙資源ですが、機密情報を抹消するためにシュレッダーで裁断した後に焼却処理されてしまうケースもあります。オフィスで発生する古紙を焼却ではなく、製紙原料として循環させることで重要な資源となり、より高い古紙利用率の実現が期待できます。なお2015年の古紙利用率は64.3%となっており、2016年4月に製紙連合会より新たに、2020年度までに65%とする目標が発表されました。またグリーン購入法では、特定調達品目として、役務の分野に「機密文書処理」の判断の基準が設定されており、平成26年度の調達実績によると4742件が特定調達物品等として調達されています。

本認定基準では、機密文書の処理方法別(裁断処理を行う場合と溶解処理を行う場合)に、機密文書のリサイクルに加え、副次的に発生する製紙原料とならない異物の再資源化や、運搬時のエコドライブの推進などを評価しています。機密文書処理サービスにエコマークを付与することで、文書の処理方法としての認知度を高め、サービスを選ぶ際やグリーン購入法の調達の際の目安として活用頂き、古紙利用率の向上につながることを期待しています。

認定基準および基準の解説は、エコマーク事務局ホームページ(<https://www.ecomark.jp/nintei>)で公開しています。

以上

<本件に関するお問い合わせ> 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F
TEL:03-5643-6253 E-mail: info@ecomark.jp

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格ISO14024「タイプI環境ラベル制度」に基づく認定制度で、1989年に創設され(公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ウェブサイトでは、最新情報を随時アップしています。URL: <https://www.ecomark.jp/>